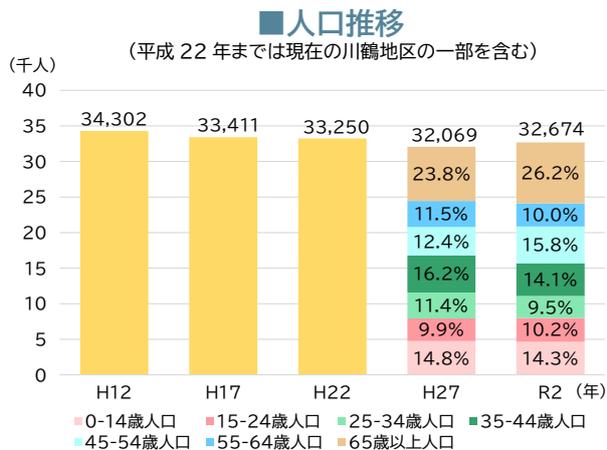
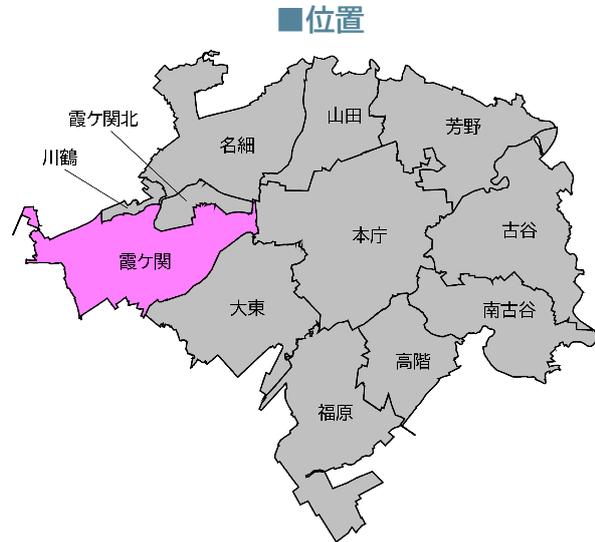


8. 霞ヶ関地区

(1) 地区の説明

- 面積 約 1,129.9ha
- 人口 32,577 人
- 世帯数 14,674 世帯
- 高齢化率 26.7% (市平均 27.1%)

※令和 6 年 1 月 1 日現在



※人口推移の H17 以前は国勢調査から作成 (各年 10 月 1 日現在) そのほかは住民基本台帳から作成 (各年 1 月 1 日現在)

霞ヶ関地区は、本市の西部に位置しており、県道川越日高線や JR 川越線によって周辺都市と結ばれ、日高市、飯能市方面からの玄関口となる地区です。古くは街道沿いに集落がまとまっていたましたが、昭和 40 年代以降、霞ヶ関住宅団地等の住宅地開発が進み、東京のベッドタウンとしての性格が色濃く出るようになりました。

地区には地域核を補完する生活拠点 (生活核) である的場駅、笠幡駅があります。また、入間川や小畔川が流れ、入間川河川敷の安比奈親水公園は水と緑の拠点として親しまれているほか、農地や樹林地など豊かな自然環境に囲まれた集落地が形成されています。

高齢化率は市平均と比較してわずかに低くなっています。

(2) まちづくりの動向・課題

霞ヶ関地区のこれまでのまちづくりの動向と課題を次のとおり整理します。

■良好な住環境の保全・形成と地区内の適切な土地利用

- ・地区の市街地は計画的にまとまって開発された良好な住宅地があるほか、小規模な開発により基盤整備を伴わずに市街化が進んだ地域があります。
- ・地区の東部には的場地区の工場集積地があり、それに隣接する地域においては住宅と工場等の混在が見られます。
- ・圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺においては、新たな産業拠点として適切な土地利用が期待されます。

■高齢化への対応と生活圏の維持

- ・今後地区全体の人口減少や高齢化が進むと予測される中、既存集落の交通手段を確保することで、生活圏を維持していくことが必要です。

■地区の中心的な拠点の整備

- ・笠幡駅については平成 31（2019）年 2 月に駅前広場およびアクセス道路の供用を開始しました。笠幡駅、的場駅周辺について生活拠点（生活核）としての魅力づくりによる地区の活性化が期待されます。

■道路網の整備と地域の利便性・安全性の向上

- ・地区の主要な幹線道路である県道川越日高線や県道川越越生線では、朝夕等に渋滞が発生し、これに伴う生活道路への車両流入が見られることから、移動利便性・安全性の向上のため、道路網の整備や渋滞ボトルネック対策が必要です。また沿道においては、周辺環境に配慮した土地利用が期待されます。
- ・的場駅はアクセス道路が未整備で、周辺の住宅地や集落地においても狭い道路や行き止まり道路が多くみられるため、改善が必要です。
- ・市西部の玄関口として、周辺都市や圏央鶴ヶ島インターチェンジへのアクセス道路の強化が必要です。

年度	霞ヶ関地区におけるまちづくりの主な進捗状況 【 】は前マスタープランの方針において関係する主なもの
平成 11 年度	笠幡東前原地区地区計画の策定 【基盤整備された住宅地の良好な住環境の維持・保全】
平成 30 年度	笠幡駅駅前広場、アクセス道路の整備 【地区の生活拠点の充実、幹線道路沿道の計画的な市街地形成】
平成 30 年度～	市道 0074 号線の歩道整備等（（圏央鶴ヶ島インターチェンジへのアクセス道路）、～令和 2 年度） 【都市計画道路等幹線道路の整備】 【安全で安心な歩行者空間づくり】
平成 30 年度	デマンド型交通かわまる（地区 3）の運行開始 【公共交通機関の利便性の向上】
平成 31 年度	霞ヶ関西公民館の開設 【地区の活動を支え、ふれあいの場となる、公共施設などの充実】

は前マスタープラン策定前の事項
 は前マスタープラン策定後の事項

(3) まちづくりの目標

地区のまちづくりの動向と課題を踏まえ、霞ヶ関地区のまちづくりのキャッチフレーズと目標を次のとおり設定します。

■まちづくりのキャッチフレーズ

自然と人、活力あるまち 霞ヶ関

■まちづくりの目標

目標 豊かな自然と対話をしながらまちづくりを進めよう

入間川や小畔川、農地や樹林地など、水や緑に囲まれた豊かな自然環境とその多様な機能を守りながら、自然と人々のふれあい・共生・調和を図ったまちづくりを進めます。

目標 安心して暮らせるゆとりあるまちにしよう

道路や公園などの都市基盤整備、鉄道・バス等公共交通の利便性の向上、良好な住環境と充実した生活環境の形成、防災性と防犯性の向上などにより、住みやすく、快適に暮らし続けられるまちを目指します。

目標 生き生きとしたふれあいがあふれるまちにしよう

生活活動拠点や福祉、レクリエーション施設を充実し、こどもから高齢者まで生き生きと楽しみ、ボランティア活動など人々のふれあいを大切にしたまちを目指します。

(4) まちづくりの方針

「まちづくりの目標」を実現していくために必要な事項について、5つの部門ごとに基本的な方針を掲げます。

① 土地利用の方針

豊かな田園環境を継承し、都市と自然との調和を図りながら、住宅地を中心とした良好な市街地の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 基盤整備された良好な住環境の維持・保全

- ・ 的場1・2丁目や霞ヶ関住宅団地等の大規模に開発された住宅地については、良好な住環境を維持・保全し、ゆとりと魅力ある低層住宅地、中低層住宅地や日常生活に密着した都市機能施設の立地形成を図ります。
- ・ 広範囲に第一種低層住居専用地域を指定している地域においては、必要に応じて主要な生活道路沿道や徒歩圏に小規模店舗等の立地を誘導するため、用途地域の見直しなどを検討します。
- ・ 敷地の細分化防止や用途混在の抑制、住宅地の植栽や生け垣による緑化など、地区計画や建築協定等を活用しながら、地区の現状や特性に応じたルールづくりを行うことにより、良好な住環境の維持・保全を図ります。

2) 基盤未整備の住宅地における安全で快適な住環境の形成

- ・ 的場駅北側や霞ヶ関市民センター周辺等においては、地域の意向を踏まえながら必要に応じて、地区計画等の活用により、戸建て住宅や日常生活に密着した都市機能施設が立地した緑とうるおいのある住宅地の形成を図ります。
- ・ 的場駅南側については、地域の意向に応じて基盤整備を進めながら、戸建て住宅、マンションなどの中高層住宅や日常生活に密着した都市機能施設が共存した中低層住宅地の形成を図ります。

3) 地区の生活拠点の充実

- ・ 的場駅、笠幡駅周辺については、基盤整備にあわせた計画的な土地利用の誘導、土地の有効利用を図り、魅力ある生活拠点として都市機能施設の充実を図ります。

4) 住・工混在地区の調和した環境形成と工業地域の環境維持

- ・ 的場地区の工場集積地に隣接し、住宅と工場等が混在する地区については、工場敷地内の緑化や周辺に配慮した景観形成、工場の移転集約化等による土地利用の整序を行い、相互に共存、調和した市街地環境の形成を図ります。
- ・ 的場地区の工場集積地については、敷地内の緑化を推進するなど、周辺環境に配慮しながら、操業環境の確保を図るとともに、地区の周辺については、本市の農業政策、既存の自然環境に十分配慮しつつ、適切な土地利用を検討します。
- ・ 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺については、良好な自然環境と調和した新たな産業拠点の形成を図り、適切な手法により土地利用を推進します。

5) 幹線道路沿道の適切な土地利用誘導

- ・ 市街化調整区域における幹線道路沿道は、地域生活の利便性向上のための沿道サービス施設を誘導します。また、周辺の集落環境および本市の農業政策との調和を図りながら、排水施設等の都市基盤の整備状況を考慮しつつ産業系施設等（製造業・流通業務系）の立地が可能となるよう土地利用を検討します。

6) 農地や樹林地の保全と落ち着いた集落環境の維持

- ・ 地区の特色である畑、水田、樹林地および樹園地の優良な農地の保全を図るとともに、秩序ある土地利用を推進します。
- ・ 市街化区域内の農地においては、生産緑地制度等を適切に運用し、保全を図っていきます。
- ・ 既存集落においては、適切な交通手段を確保し、生活圏の維持を図ります。

② 道路・交通体系の方針

安全性、利便性の高い道路・交通環境の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 都市計画道路等の幹線道路整備

- （仮称）新川越越生線
 - ・周辺都市間を結び、中心市街地への通過交通を防ぐバイパス機能の強化を図る路線として、県と協議検討を行い、周辺環境に配慮しながら整備を推進します。
- （都）笠幡小仙波線〈県道川越日高線〉
 - ・市中心部や隣接する周辺市との交通円滑化を図る都市間幹線道路として、必要に応じて県と協議検討し、段階的に整備を進めます。また、交差点改良等の部分的な改修により、慢性的な交通渋滞の軽減を図ります。
- （都）日高川越鶴ヶ島線
 - ・地域活動の利便性の向上および生活道路への車両流入の軽減を図り、隣接する周辺市との交通円滑化を図る都市間幹線道路として、整備を進めます。
- （仮称）鯨井狭山線〈的場上交差点から上戸交差点区間は県道川越越生線〉
 - ・隣接する周辺市との交通円滑化を図る都市間幹線道路として、県と協議検討し、拡幅整備を進めます。
- （仮称）笠幡狭山線、（仮称）的場南大塚線
 - ・幹線道路ネットワーク機能としての必要性について検証し、整備を検討します。

2) 公共交通の利便性向上

- ・笠幡駅は乗継拠点として利便性の向上を図ることで、公共交通の利用促進に努めます。また、的場駅は、土地区画整理事業等により、乗継拠点としての基盤整備について検討します。
- ・川越的場高速バス停留所が立地し、大規模商業施設がある的場1丁目周辺について、バスの乗継拠点としての機能向上、公共交通の利用促進に努めます。
- ・路線バス、川越シャトル、デマンド型交通かわまるの利便性向上を図るとともに、地域の実情に応じた交通手段について検討します。

③ 水と緑のまちづくりの方針

農地や樹林地、入間川や小畔川等の河川、水路および寺社や集落の緑を生かした、ゆとりとうるおいのある生活環境の形成、豊かな自然環境の保全と活用を目指して、次の取組を進めます。

1) 入間川、小畔川等の水辺環境の保全と活用

- ・入間川については、広々とした河川景観を周辺と一体的に保全します。また、河川敷の安比奈親水公園については、水辺の憩いの場として、休憩施設等の改善、遊歩道の整備やサイクリングロードの維持管理など、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図ります。

2) 地区を取り巻く豊かな田園、自然環境の保全

- ・地区内に多く残る樹林地については、市民の森制度等を活用し、自然散策や自然とのふれあいの場として保全や活用を図ります。

④ 景観まちづくりの方針

小畔川と入間川がもたらした水田や、台地上に開かれた畑作地帯で受け継がれる生業や行事の風景を大切にしつつ、JR 川越線や県道川越日高線等の交通の利便性を生かし、バランスの取れた良好な市街地的景観の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 地区の歴史を伝える自然的生活文化景観の保全と活用

- ・尾崎神社の杉林や市民の森に残る樹林景観を保全しつつ、地区の発展を伝える霞ヶ関カンツリー倶楽部や公園等のランドマークを生かした景観形成を図ります。

2) 沿道・沿線の優れた市街地的景観の形成

- ・JR 川越線や県道川越日高線沿いの利便性を生かしつつ、地区に残る自然的景観や良好な住環境を阻害しない、ゆとりある優れた市街地的景観の形成を図ります。

⑤ 安全・安心のまちづくりの方針

災害に強い、誰もが安心して暮らせるまちを目指して、次の取組を進めます。

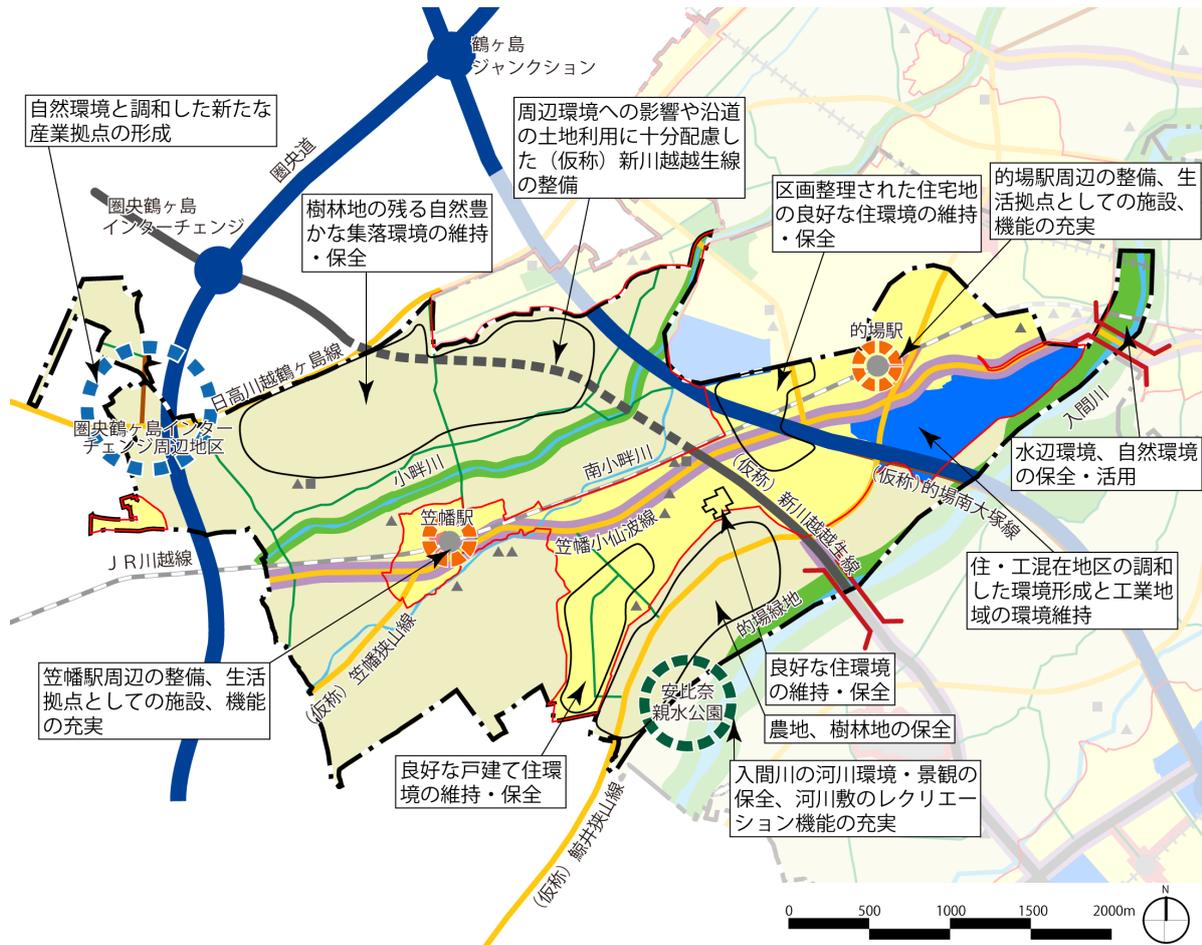
1) 総合的な治水対策の推進

- ・洪水氾濫対策として河川改修、保水・遊水機能としての農地や樹林地等の保全、大規模な開発行為等に伴う雨水浸透施設の設置など、総合的かつ多層的な対策である流域治水の取組を関係機関と連携して進めます。

2) 防災性向上に向けた都市基盤整備の推進

- ・緊急輸送道路（県道川越越生線、県道川越日高線等）をはじめとした幹線道路の整備を進めます。
- ・都市計画変更時には、防火地域・準防火地域の指定について併せて検討します。

(5) まちづくりの方針図



<土地利用>

- 商業・業務地
- 沿道型利用地
- 工業地
- 住宅地
- 農地・樹林地・集落地
- 公園・緑地
- 市街化区域・市街化調整区域界

<道路・水路・資源等>

- 広域高速道路
- 広域幹線道路
- 都市間幹線道路
- 地域間幹線道路
- 地区幹線道路
- 河川・水路等
- 公共・公益施設等
- 学校教育施設
- 鉄道・駅
- 主要な橋

<都市構造等>

- 周辺環境や地域特性に応じた新たな拠点整備(産業系)
- 生活核
- 水と緑の拠点

※(仮称)〇〇線は構想路線であり、上図は具体的なルート・位置等を規定するものではありません。